

知事コメント

(国地方係争処理委員会での意見陳述を終えて)

本日、農林水産大臣が沖縄県知事に対して行った、沖縄防衛局長から提出されているサンゴ類の特別採捕許可申請に係る是正の指示についての審査申出に関する第3回国地方係争処理委員会に出席し、陳述を行いました。

陳述では、まず、農林水産大臣による是正の指示が、地方自治法の関与制度の趣旨を逸脱した違法なものであり、ただちに取り消されるべきものであることを申し上げました。

次に、サンゴ類がサンゴ礁生態系の基礎を支える重要な生物であること、沖縄防衛局長が申請し、採捕しようとしているサンゴ類の生息する海域が世界的にも生物多様性の高い、極めて貴重な海域であること、さらに、11ヶ月の短期間に4万群体にのぼる前例のない規模での採捕申請であること等について述べました。

そのため、この特別採捕許可申請については、その必要性及び妥当性等について、慎重に審査すべきものですが、沖縄防衛局長からは十分な説明がなされていないため、現時点では審査基準を満たしているか判断できず、必要な審査を継続していることについて述べました。

このように、県の対応は正当な理由が認められるものであり、農林水産大臣から許可処分を求める是正の指示を受けるいわれはありません。

また、沖縄県漁業調整規則に基づく特別採捕許可事務は、沖縄県の事務であり、地方自治法上、最大限、県の自主性が尊重されなければならない、具体的にどのような処分を行うかは県に委ねられるべきであります。

沖縄県としましては、国地方係争処理委員会によって、憲法の保障する地方自治の本旨や地方自治法の趣旨を踏まえた、地方の自主性及び自立性が保障される中立・公正な判断がなされることを期待しております。

令和2年5月22日

沖縄県知事 玉城 デニー